

文書番号：JRCA AF140-1 改定1版

食品安全マネジメントシステム  
22002plus 審査員追加認証の資格基準

制 定：2021年 1月15日

改定1版：2021年10月 1日

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター

## 目次

1. 適用範囲 .....	1
2. 引用文書及び関連文書 .....	1
3. FSMS22002plus 審査員の定義、資格区分及び力量 .....	1
4. FSMS22002plus 審査員追加認証の新規登録に必要な要件 .....	2
5. 追加認証資格の維持、更新 .....	2
6. 追加認証資格の格上.....	3
7. 追加認証資格の格下げ及び失効 .....	3
8. 登録情報の公開.....	4
付則 .....	4
<b>付属書 1</b> 審査員登録証明書等の記載項目及び登録情報 .....	5
制定・改定履歴 .....	6

## 食品安全マネジメントシステム 22002plus 審査員追加認証の資格基準及び評価登録手順

### 1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が、食品安全マネジメントシステム(FSMS)22002plus審査員追加認証を評価登録するための基準及びその手順を規定する。

### 2. 引用文書及び関連文書

#### 2.1 関連文書

この文書に関連する主な基準文書を以下に示す。

- ISO22000：食品安全マネジメントシステム
  - －フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項
- ISO/TS 22003：食品安全マネジメントシステム
  - －食品安全マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
- ISO/TS22002-1：「食品安全のための前提条件プログラム－第1部：食品製造」に関する要求事項
- JIS Q 19011 (ISO 19011)：マネジメントシステム監査のための指針
- JIS Q 17021-1 (ISO/IEC 17021-1)：適合性評価
  - －マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第1部：要求事項
- JIS Q 17024 (ISO/IEC 17024)：適合性評価
  - －要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
- JRCA AF140：食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準
- JRCA AJ140：マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）
- JRCA AJ240：マネジメントシステム審査員の評価登録手順（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）

基本的な運用は、JRCA AF140:食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準、JRCA AJ140:マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書及びJRCA AJ240:マネジメントシステム審査員の評価登録手順に従う。異なる内容のみ以下の項目に記載する。

### 3. FSMS22002plus 審査員の定義、資格区分及び力量

この基準で定める FSMS22002plus 審査員の定義、資格区分、力量（カテゴリ）を以下に示す。

定義：「FSMS22002plus 要求事項」を付加した FSMS 認証審査が可能な審査員

資格区分：「FSMS22002plus 審査員補」、「FSMS22002plus 審査員」の2区分

※FSMS22002plus 審査員の追加認証には資格区分として訓練のための審査以外の審査を行わない「FSMS22002plus 審査員補」と審査を行う「FSMS22002plus 審査員」を設ける。

力量（カテゴリ）：

No.	技術仕様書	ISO22003:2013 の該当カテゴリ （「FSMS22002plus カテゴリ」）
1	ISO/TS22002-1	C

※「FSMS22002plus カテゴリ」は当面 ISO22003:2013 カテゴリの C とす

る。「FSMS22002plus カテゴリ」は順次拡大の予定。

#### 4. FSMS22002plus 審査員追加認証の新規登録に必要な要件

22002plus 審査員追加認証への新規登録申請者は、4.1項から4.3項に定める要件を満たすこと。

##### 4.1 前提資格

JRCA に FSMS 審査員登録(「FSMS 審査員補」、「FSMS 審査員」、「FSMS 主任審査員」)していること、かつ、FSMS 審査員の申請カテゴリの付与を受けていること。

##### 4.2 業務経験及び知識

- ① フードチェーンで 5 年以上の業務経験があり、そのうち 2 年は品質保証(品質管理)・食品安全業務経験であること。
- ② ISO22002 に関する知識と a)～d)の知識(「FSMS22002plus 要求事項」)を以下のいずれかで証明すること。
  - JRCA 承認研修コースの修了(申請日から遡り 5 年以内に修了していること)
  - JRCA 承認研修コース以外の他研修コースの修了及び JRCA 筆記試験の合格(申請日から遡り 5 年以内に修了していること)
    - ※1 他研修コースの修了者で筆記試験の受験を希望する者は、受験料金の払込みが必要である(JRCA F2000 参照)。
    - ※2 他研修コースの修了は、12 時間以上の研修であること。(複数の研修コースを組み合わせて合計 12 時間以上でも良い)
- a) ISO/TS 22002 シリーズの概要
- b) ISO/TS 22002-1 規格の目的と意図、各条項の概要
- c) 食品防御及び食品偽装の概要
- d) 製造用水など主要で重要な原材料の検査/分析の管理の概要

##### 4.3 審査実績

「FSMS22002plus 審査員」(「FSMS22002plus 審査員補」は除く)に新規登録申請する「FSMS 審査員」及び「FSMS 主任審査員」は、申請日より遡る 3 年間に「FSMS22002plus 要求事項」を付加した FSMS 認証審査を 10 件又は複数の異なる組織での日数の合計が 15 日以上である有効な審査実績を提出すること。

「FSMS22002plus 要求事項」を付加した FSMS 認証審査のすべての要求事項について審査の経験があること。また、JRCA 登録の「FSMS 主任審査員」、「FSMS 審査員」または「FSMS22002plus 審査員」のいずれか 1 名が加わって指導が行われた審査であること。

FSMS 審査員の登録維持・更新申請もしくは格上申請と同時申請、登録維持・更新申請及び格上申請と同時申請の場合は、本申請で提出している審査実績を重複して利用してよい。FSMS 主任審査員の登録維持・更新申請と同時申請の場合は、本申請で提出している審査実績を重複して利用してよい。

##### 4.4 申請登録料の支払い

新規登録に必要な費用を当センターに支払うこと。(JRCA AC2200 参照)

#### 5. 追加認証資格の維持、更新

資格の維持、更新期限(認証サイクル)は、FSMS 審査員資格の維持、更新期限と同期して行う。

資格を維持、更新するためには、本項目並びに「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の 9 項、10 項に定める資格基準を満たすこと。

##### 5.1 「FSMS22002plus 審査員」の審査実績について

「FSMS22002plus 審査員」（「FSMS22002plus 審査員補」は除く）は 1 年に、異なる組織で最低 5 回の有効な「FSMS22002plus 要求事項」を付加した FSMS 認証審査を行っていること。そのうち、すくなくとも 1 回は登録者の「FSMS22002plus カテゴリ」であること。FSMS 審査員資格の維持、更新で提出している審査実績を重複して利用してよい。

#### 5.2 申請登録料の支払い

維持、更新に必要な費用を当センターに支払うこと。（JRCA AC220 参照）

#### 5.3 継続的専門能力開発(CPD)

##### 5.3.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発(CPD)の対象となる活動は、FSMS22002plus審査員としての能力向上に直接的又は間接的に寄与するもので、「食品防御（アクセス管理など）及び食品偽装」を対象とする。「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の9.2項、10.2項に定める資格基準のうち3時間以上含むものとする。

##### 5.3.2 専門能力開発の方法と証明

継続的専門能力開発(CPD)の方法は、「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の13.2項に定める。

### 6. 追加認証資格の格上

「FSMS22002plus 審査員補」登録者が、「FSMS22002plus 審査員」への格上を行う場合は、4.3項の要件を満たすこと。

※ 「FSMS 審査員」 / 「FSMS 主任審査員」の格上及び格下げは、「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の6項から7項に従って格上を行う。格下げは、9.3項、10.3項に従って行う。

### 7. 追加認証資格の格下げ及び失効

#### 7.1 FSMS 審査員の資格を失効した場合は、FSMS22002plus 審査員追加認証の資格も失効する。

失効の解除は「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の16.2項に従う。

#### 7.2 CPD 実績

FSMS22002plus 審査員追加認証の維持・更新申請時に 5.3 項の CPD 実績の要件を満たせない場合は FSMS22002plus 審査員追加認証のみを失効する。

さらに、「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の CPD 実績の要件を満たさない場合は「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」に従う。

#### 7.3 審査実績

「FSMS22002plus 審査員」で 5.1 項の維持・更新申請時に審査実績の要件を満たせない場合は「FSMS22002plus 審査員補」に格下げする。

さらに CPD を満たしていても「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」の審査実績の要件を満たさない場合は「JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準」に従う。

## 8. 登録情報の公開

### (a) 登録番号、資格種別及び区分の公開

当センターは、登録された FSMS22002plus 審査員の登録番号、資格種別及び区分を FSMS 審査員の公開情報に加えて JRCA ホームページで公開する。

### (b) 登録証明書、審査員カード

当センターは、FSMS22002plus 審査員への追加認証新規登録時に、登録証明書、審査員カードを発行する。審査員カードには、FSMS 審査員資格及び FSMS22002plus 審査員両資格を表示する。従来の審査員カードは当センターへ返却又は廃棄すること。登録証明書は、FSMS 審査員資格とは別に FSMS22002plus 審査員資格のものを発行する。

資格の更新時に、上記と同じ内容の審査員カード 及び 登録証明書を発行する。

## 付則

この基準は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

以上

**付属書 1 審査員登録証明書等の記載項目及び登録情報**

## 1. 審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

記載項目	審査員登録証明書	審査員カード
氏名	○	○
生年月日	○	—
適用される技術仕様書	○	—
登録番号	○	○
顔写真	—	○
審査可能なマネジメントシステム規格及び発行年	○	○
資格種別及び区分	○	○
FSMS22002plus カテゴリ	○	○
登録日	○	—
有効期限日	○	○
発行機関（当センター）	○	○

○：記載あり、—：記載なし

注) 2019年3月までに当センターの旧名称（一般財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター）で発行している審査員登録証明書、審査員登録証（登録カード）、判定結果通知等の文書は、その記載事項について、新名称（一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター）で発行されたものと同等に取り扱う。

## 2. 審査員登録情報

当センターが、マネジメントシステム審査員登録のために管理する情報を下表に示す。

マネジメントシステム審査員の登録情報

氏名（漢字、カナ、ローマ字）	
生年月日（西暦）	
自宅	住所、郵便番号 電話、FAX
勤務先 （該当する場合）	名称
	所属、役職
	所在地、郵便番号
	電話、FAX
e-メールアドレス	
所属する MS 認証機関（該当する場合）	
JRCA からの連絡先（自宅／勤務先）	
JRCA ホームページでの登録情報の公開方法	

以上

## 制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2021 年 1 月 15 日 2021 年 4 月 1 日から 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS の審査員資格基準の文章構造の共通化に伴い、従来の文書番号（JRCA F4001）を変更し、新たに AF140-1 として制定した。</li> <li>• 食品安全マネジメントシステム 22002plus 審査員の具体的な要件については、旧 F4001 からの変更点はない。</li> </ul>
改定 1 版	2021 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の施行に伴い、関連する規定を修正した。（2.1 項、4.4 項、5.2 項）</li> </ul>